質問順位は、議会の申し合わせにより決定しています。なお、紙面は要約してありますので、詳しくは5月下旬に会議録または市議会ホームページをご覧下さい。

一般質問

登壇者と通告項目

高梨　守（清風会）
斎場関連、水道工事費、農業施策

小倉　妙子（公明党）
国の景気対策に対する本市の財政運営の取り組み、環境問題、心のバリアフリーに関する取り組み

鈴木　有（市政クラブ）
行政改革、東京直結鉄道、黒酢農法、教育のあり方

岡田　文雄（誠尽会）
清掃事業、太陽光発電システムの普及と促進、県道結城野田線の歩道の整備、歴史広場の整備と活用など

石原　義雄（民主連合）
川間公民館の建設、川間駅北口広場の整備計画及び県道尾崎中里線の整備進捗状況、雇用対策など

松本　睦男（日本共産党野田市議団）
都市計画マスタープラン、新行政改革大綱、消防の広域化、教育行政

中井　洋子（市民ネットワーク）
都市計画マスタープランへの市民意見の反映、まめバス、不透明な補助金監査と公平な補助金交付など

長南　博邦（新社会党）
市長の今次不況に対する認識、公契約条例の取り組み、医療制度、教員免許制度

木村たか子（公明党）
子供の携帯電話・ネット被害、小規模公園における防災拠点、農業政策、食育の推進

金子　博美（日本共産党野田市議団）
新清掃工場の整備、学童保育所の社協委託、国保行政、公契約条例、農業行政

岡田早和子（市民ネットワーク）
学童保育所問題、特別支援教育、新エンゼルプランの後期計画の見直し

千久田祐子（日本共産党野田市議団）
保育行政、介護保険、就学援助制度

野田市斎場に祭壇の常設を

高梨　守　議員

■質問　野田市斎場と関宿斎場の花葬と祭壇葬数の今年度の状況についてお聞きしたい。また、野田市斎場に祭壇を常設する考えはあるのかもあわせて伺う。

□答弁　野田市斎場の平成二十年四月から本年二月までの花祭壇の割合は、四月、五月の三〇％台がこの二月には六一・九％と急増している状況である。一方の白木祭壇の割合は、四月が六割強であったが、本年二月には四割弱とその割合が激減してきている。このように花祭壇が増加してきた要因は、知人等の葬儀において花祭壇に接する機会が増え、意識として花祭壇が一般化してきたこと、また白木祭壇と比較し飾り付けが自由にできることなどが考えられる。関宿斎場は白木祭壇を常設しており花葬の状況は把握をしていない。野田市斎場に白木祭壇を常設することは、花祭壇の設置割合が加速度的に増え、この傾向は今後もさらに増えていくことが予測されており、利便性を考えれば問題があることから設置するつもりはない。

野田市斎場

障害の「害」の字を平仮名表記にする考えは

小倉　妙子　議員

■質問　心のバリアフリーに関する取り組みの中で、障害者の「害」の表記を平仮名の「がい」を用いる取り組みが各地に広がっている。この平仮名表記については、障害者団体や各種関係団体で取り組みを始めており、県内では鎌ケ谷市をはじめ多くの行政機関で平仮名表記になっている。そこで、障害者の「害」の文字を公文書、広報等で可能なものから平仮名表記にしてはどうかと考えるが市の見解を伺う。

□答弁　野田市をはじめ行政機関が作成する公用文は統一を図るため、国の扱いに合わせ公用文の作成や条例・規則の制定を行っており、この障害の「害」という字は漢字で書いている。現時点では県をはじめ漢字表記が一般的な表記として取り扱いされている事例が多く、特に公用文においては「害」という字を漢字表記にせざるを得ないと思っているが、今後は国、県の動向を見極めていきたいと考えている。

行革大綱のパブコメ 意見に対する認識は

鈴木　有　議員

■質問　野田市は究極の行革と言われる合併を千葉県下に先駆けて達成し新しいまちづくりに邁進しているが、今や国内外の経済を中心とする大きなきしみや変動の影響を受けて、大変厳しい行財政運営を余儀なくされていると思う。市では、行政改革大綱素案に対するパブリックコメント※手続を行い、その意見を整理し諮問機関の審議に付して改訂となったと思うが、その意見募集の結果をどう受けとめているか伺う。

□答弁　主な意見としては民間活力の有効活用、補助金のあり方の検討、職員削減計画の推進、地域手当の支給の適正化、初任給の是正、人事評価制度の構築等があり、素案に賛成の意見が圧倒的に多かったことから、行政改革に対する市民の理解が得られたものと思っている。ただ、職員削減、給与の適正化等、公務員は恵まれ過ぎとの厳しい意見もあり、さらにしっかりやっていかなければならないと考えている。

川間公民館

■質問　川間公民館は建設から既に三十七年も経過しており、一段と高齢化社会となった今日、バリアフリー化した近代的な公民館の建設を要望するものである。また、災害時に備えての緊急避難場所にも指定されており、構造上の点で緊急災害時に果たして現況の建物で安心して避難できるかと、住民から不安感を抱かざるを得ないとの声も聞く。このような川間公民館の現状を踏まえ市の考え方を伺う。

バリアフリー化対応の 川間公民館建設を

石原　義雄　議員

□答弁　川間公民館は建設後三十七年が経過し、他館と比較すると施設全体が老朽化している。また、発表できるホールもないため、生涯学習の拠点施設としては使い勝手が悪く、地元の方に不便をかけていることを教育委員会としても認識している。新市建設計画には公民館の建設について、公民館サービスの充実という言葉のみであり具体的記述はないが、これから施設整備をしていくときには、現状を見ると川間公民館を第一順位として検討していきたい。

歴史広場整備 現状と今後の活用は

岡田　文雄　議員

■質問　歴史広場は、関宿町のときに小林家の所有する埋門の保存とその地先にまちの歴史を示す資料館をつくる計画で、埋門とその地先の約千五百坪の土地が町に買い取られた。合併後六年近くになり、若干の整備はされたが広場自体はそのままの状況である。新たな計画を作成してでも、早期に整備し市民に開放すべきと思うが、現状と今後の活用方法を伺う。

□答弁　歴史広場の整備については、十九年度に見学者の駐車場として三百平方メートルを整備している。今回の整備は、野田市指定文化財の一つである関宿城埋門の見学者の憩いの広場として、集い、親しんでいただくように山積みとなっている土の部分を敷地全体に敷きならし整備するものである。敷地全体を整備することにより、グラウンド・ゴルフや市民が集い、活動することのできる広場となり、文化財である関宿城埋門とが一体化され、より一層文化財を身近に感じていただける広場になると考えている。

歴史広場整備予定地

※パブリックコメントとは、行政機関が政策の立案を行おうとする際にその案を公表し、広く市民から意見や情報を提出していただく機会を設け、その意見などを考慮した上で最終的な意思決定を行うというもの。

育英資金案内チラシ

育英資金貸与事業 利用状況と周知方法は

松本　睦男 議員

■質問　次代を担うべき若者が、勉学の志を持ちながら現在の経済状況で進学ができないとしたら大変気の毒である。市の育英資金枠の拡大や別の給付制奨学金制度の設置等でそのような若者を援助する施策を検討する考えがあるのか伺う。また、現在の利用状況や制度の存在を知らせる方法について伺う。

□答弁　育英資金貸与事業は月額高校生一万円、大学生一万五千円を無利子で貸与するもので、現在の県立高等学校の授業料九千九百円を賄える金額である。利用者数は十九年度三十七人、二十年度二月末現在で四十二人である。二十一年度予算も同様に計上しており、新たな制度を設ける考えはない。周知については、三月から四月にかけ市報で案内し、ホームページや暮らしの便利帳にも掲載している。学校でも案内チラシを配布し、必要に応じて個々に制度利用のアドバイスなども行っている。今後は進路を決める時期の九月ごろにも配布するなど、きめ細かく周知していきたい。

まめバスに対する批判意見 市の認識と対応は

中井　洋子 議員

■質問　コミュニティバス検討委員会の資料では、この一年間に住民から寄せられた意見一一五件のうち六十五件が運行の怖さや運転士の態度に対しての怒りや批判であった。ドアに挟まれけがをした、運転中に携帯を見ていた、信号無視、高齢者や障害者への乱暴な扱いや運転などで大きな事故がいつ起きてもおかしくないと思うが、これらの意見に対する市の見解と今後の改善策を伺う。

□答弁　運転士への接遇等の指導は、受託事業者が自らの責任において実施すべきものと考えているが、市が利用者から苦情を受けた場合は、その都度直ちに受託事業者を通じ運転士への指導をしている。なお、市職員が受託事業者に出向き運転士に直接指導したことはこれまで二回あり、安全運転とともに接遇について厳しく指導したが、その後に寄せられた苦情の内容、件数を見る限り、改善されているとは言いがたい状況であるため、今後も継続的に指導することが重要であると考えている。

まめバス

後期高齢者医療保険料 滞納者への対応は

長南　博邦 議員

■質問　国民健康保険制度では、これまで七十五歳以上の高齢者の保険証取り上げが法律で禁止されていた。新聞報道では後期高齢者医療制度の滞納者が全国的に一〇％程度いるようだが、市の滞納者数を伺う。また一年以上の滞納となると、県の広域連合の対応はどうなるのか。さらに広域連合に保険証を取り上げないよう注文をつけるべきと思うが市の方針を伺う。

□答弁　資格証明書は保険料を一年以上滞納した場合に交付する仕組みとなっている。その対象と見込まれる数は一月末現在で二百六十人である。資格証明書の交付は法律で要件等が定められており、交付するべきでないとの意見は言えないと考えているが、加入者のほとんどが七十五歳以上の高齢者で収入の低い方が多いことなどを考慮すると、交付要件や時期等は国民健康保険以上の配慮が必要であると考えており、そのことは広域連合との協議の場で伝えていきたい。

市内小中学生 携帯電話の所有状況は

木村たか子 議員

■質問　携帯電話のインターネット機能を利用したため、犯罪やいじめに巻き込まれるケースが相次いでおり、文科省は全国の小中学校に携帯電話の持ち込みを原則として禁止するルールを策定するよう通知し、学校による取り組みに乗り出した。そこで市内小中学生の携帯電話の所有及び学校への持ち込みも含めた状況について伺う。

□答弁　市内の小学校六年生、中学校三年生の携帯電話所持率はそれぞれ三十二%、七十九%であり、全国平均と比べ小学校は同程度、中学校は上回っている状況である。学校内での携帯電話利用は、全小中学校で原則持ち込み禁止となっており基本的にはない。教育委員会では携帯電話の取り扱い等に係る指導指針を示し、携帯電話の学校への持ち込み・使用は従前の指導のとおり禁止とし、あわせて児童生徒への情報モラル教育の指導、保護者への啓発活動の促進の取り組みを指示したところである。

国保短期被保険者証 発行対象年齢の引き上げを

金子 博美 議員

■質問　国民健康保険には、無保険の子供が全国で三万三千人もいることが明らかになり、国は被保険者資格証明書の交付に関する留意点という通知を各自治体に送付し緊急の対応を求めた。義務教育以下の十五歳までの子供は、一律六カ月の短期保険証を発行することになり一歩前進ではあるが、この年齢線引きに対する見解と年齢拡大の必要性について伺う。

□答弁　年齢線引きについては、国における法案の検討段階でさまざまな状況を勘案した上で、決定したものと認識しており妥当であると考えている。現在でも十八歳以下に拡大すべきとの意見があるようだが、全体の公平性の観点から、画一的な年齢基準だけで無条件に被保険者証を交付するべきではなく、納付相談等の中で個々の世帯の状況に応じて判断していくことが基本であると考えている。今回の義務教育以下の子供に対する措置も例外的なものと認識しており、これ以上の年齢による拡大は必要ないと考えている。

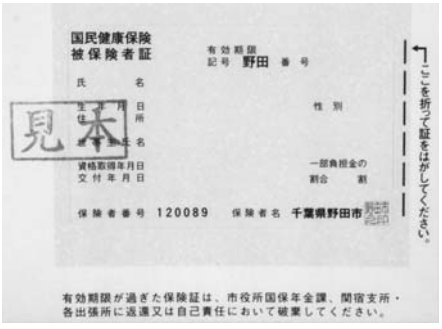

国民健康保険短期被保険証

七光台学童保育所

七光台学童保育所 分割の後に委託を

岡田早和子 議員

■質問　七光台学童保育所を分割と同時に委託をしたいとする市の方針は、保護者や子供たちへの精神的影響が大き過ぎると思う。まずは緊急対応が必要な分割を先に進めるべきではないか。行政改革大綱素案では、社会福祉協議会の管理体制を強化しつつ、順次委託し指定管理者制度導入の検討も進めるとある。全国学童保育連絡協議会でも、指定管理者制度は学童保育にはなじまないと指摘しているが導入の考えを伺う。

□答弁　緊急措置が必要な分割を先に進める考え方については、従前から委託を前提とすることが市の方針と説明している。指定管理者の選定には議会の議決が必要であり、その際には指定期間も定められる等、透明性、安定性も高く、なぜ指定管理者制度が業務委託と比べて問題であるのか理解に苦しむが、一部の方々の間では業務委託よりも指定管理者に対する拒絶感のほうが強いようなので、当分は社会福祉協議会による業務委託の形で進めていきたいと考えている。

就学援助制度 周知徹底を

千久田祐子 議員

■質問　就学援助制度は、暮らしが大変で教育費に困ったときに活用することができ、小中学生のいる家庭に入学準備金、学用品、給食費、医療費、修学旅行費などを支給するものであるが、企業倒産やリストラなど親の経済状況が悪化する中、市はこの制度の周知徹底をどのように行っているのか伺う。

□答弁　制度についてお知らせする文書を小学校の新入生は二月に行われる保護者説明会で、在校生は四月当初に、転入生は転入手続時に配布している。文書には就学援助制度の趣旨、基準、基準表参考例、援助の内容、申請方法、申請手続きの流れ、必要書類、問い合わせ先などを記載し、できる限りわかりやすい内容になるよう工夫している。さらに、申込書も付けてすぐに学校に申し込みができるような形にしている。また、児童生徒の学校での学習や生活に支障がある場合には、学校生活の実態に応じて各家庭に就学援助の申請をするように働きかけをしている。

就学援助制度のお知らせ

インターネットで本会議の生中継・録画放映がご覧になれます。

インターネットに接続することにより、ご自宅でも本会議の模様をご覧になることができます。放映は本会議のみで、生中継と録画放映を行います。録画放映は、本会議のおおむね３日後（土日・休日は日数から除く）から視聴できます。

議会中継を視聴する場合には市議会ホームページの「議会中継」をクリックし、操作方法等を読んでからご覧ください。

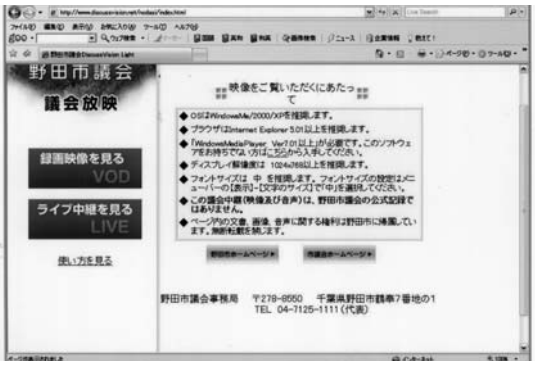

議会中継ホームページ

6月定例会のお知らせ

6月9日(火)に開会の予定です

日程は、６月３日(水)に開催予定の議会運営委員会で正式に決定します。

日　　程	開議予定時刻	会議予定	主な会議内容
6月9日(火)	午後１時	本会議(開会)	会期の決定、議案上程、市政一般報告
16日(火)	午後１時	本会議	議案質疑、委員会付託
17日(水)	午前10時	本会議	一般質問
18日(木)			
19日(金)			
22日(月)	未　　定	常任委員会	議案等の審査
23日(火)			
26日(金)	午後１時	本会議(閉会)	委員長報告、質疑、討論、採決

定例会の日程は市議会ホームページでもご覧いただけます。

請願・陳情をされる方へ

皆さんの意見や要望を市政に反映させる方法として、請願や陳情があります。

提出にあたっては次のことにご注意ください。

□受付は随時行っていますが、審査は定例会開催月の前月末日（前月末日が休日の場合はその翌日）までに提出されたものについて行います。
6月定例会では、6月1日までに提出されたものが審査されます。その後に提出されたものは、9月定例会で審査されます。

□請願書・陳情書には趣旨と項目、提出年月日、住所、氏名（団体の場合は名称と代表者名）を記載し、押印したものを市議会議長あてに提出してください。請願書には紹介議員の署名が必要です。

提出に際しては、事前に議会事務局までお問い合わせください。

【問い合わせ先】04−7125−1111（内線3314）

書式例

○○○請願（陳情）
（請願、陳情しようとする件名）

紹介議員　○○○○（陳情は不要）
請願（陳情）趣旨

請願（陳情）項目

平成○○年○月○日
野田市議会議長　○○○○様
請願（陳情）者
住所　○○○○○○○○
氏名　○○○○印

―3月定例会の日誌―

2月25日	議会運営委員会
3月3日	本会議開会（会期の決定、議案上程、市政一般報告）
10日	議会運営委員会、本会議（議案質疑、委員会付託）、予算審査特別委員会
11日〜13日	本会議（一般質問）
16日	文教福祉委員会、建設委員会
17日	環境経済委員会、総務委員会
18日〜23日	予算審査特別委員会
26日	本会議（委員長報告、質疑、討論、採決）、閉会

議会資料室をご利用下さい

市議会には議員の調査研究に資するため、資料室を設置し、官報・刊行物・図書等を保管しています。資料室のご利用はどなたでも、図書の貸出しは市内在学、在勤、在住者であれば2週間以内で3冊まで可能です。

資料室のご利用、図書等の貸出しについては、議会事務局窓口で受け付けています。

◇利用時間　平日　午前8時30分〜午後5時15分
◇蔵 書 数　1,674冊（H.21.3.31現在）

議会資料室